

令和7年4月1日

令和7年度 菊陽町立菊陽西小学校いじめ防止基本方針

菊陽町立菊陽西小学校

1 はじめに

学校教育において、昨今のメディアの報道にもあるように看過できないいじめ事案が発生している。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分共通理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、平成25年6月28日に公布されたいじめ防止対策推進法や平成29年3月16日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定について」(通知)を根拠とし、「菊陽町立菊陽西小学校いじめ防止基本方針」を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校を進めていかなければならないと考える。

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 互いの「ちがい」を大切に、人や自然、伝統や文化への愛情と慈しみの心をもつといった豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- (2) 心と心が通い合う対話の能力及び交流する力の素地の育成
- (3) 人権教育を根底に、すべての教育活動を通じ、道徳教育及び体験的活動の充実

3 いじめ問題に関する基本的な考え方

① いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。(文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

特に、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。(けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。)

② いじめに関する共通理解内容

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の1.～8.は、教職員がもつべきいじめ問題についての共通理解内容である。

1. いじめとは、どの児童にもどの学校にも起こりうるものである。
2. いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3. いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
4. いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5. いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
6. いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
7. いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
8. いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

4 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学校・学級づくり」「児童の居場所のある学級作り」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(1) 児童や学級の様子を知るために

① 教職員の気付きが基本

児童と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要

- i) 児童及び保護者への意識調査
- ii) 学級内の人間関係をとらえる調査
- iii) 児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査
- iv) 配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に対しては、教職員間や学校間で丁寧な引継ぎを行う必要がある。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

児童自身が自分を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を「心の居場所づくり推進テーブル」にそって進めていく必要がある。児童は周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、

児童に自己存在感や自己有用感を与えることとなる。このことによって、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

① 児童からの信頼

児童は教職員の振る舞いに目を向けており、教職員の振る舞いに人としての模範を求めようとする傾向がある。教職員の何気ない行動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力協働体制

組織的な対応のためには、教職員の共通理解が必要であり、互いの学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したりするとともに気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学級行事

授業を始め、学校生活のあらゆる場面において他者とかかわる機会をもち、それぞれの違いを認め合う仲間作りが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉かけが「認められた」という自己肯定感につながり、児童の自尊感情が満たされるのではないかと考える。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権教育や道徳教育及び体験活動は豊かな心を育成する重要な要素である。

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることができることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を發揮する。特にいじめ問題は、人を思いやる心や人権意識の欠如から起こるものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切であると考える。

児童は心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の行動を顧み、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や HP、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切となってくる。

5 早期発見

いじめは早期に発見することが早期の解決へつながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識することを通して、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、すべての教職員の間で児童にかかる情報共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立つとともに児童を守るという姿勢が大切である。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが重要である。

(2) いじめ発見のきっかけ

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下、「問行調査」）によると、発見の割合第3位までは次のような結果となっている。

- ① 本人の保護者からの訴え
- ② 学級担任が発見
- ③ 本人からの訴え（但し10%台である）

このことから、「連絡帳」や「学級だより」等で日ごろからの家庭との連携を密にしておくことが重要であるとともに、「愛の1・2・3運動+1」、「TALKの原則」等で子どもとの信頼関係の確立を目指しておくことが重要となる。

(3) いじめの態様

いじめの分類	抵触する可能性のある 刑罰法規
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	脅迫、名誉棄損、侮辱
仲間外れ、集団による無視	※刑罰には抵触しないが 毅然とした態度が必要
軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
金品をたかられる	恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物破損
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。	強要、強制わいせつ
パソコンや携帯電話で（ネット上の情報拡散も含めて） 誹謗中傷やいやなことをされる。	名誉棄損、侮辱

いずれの場合も虐められている児童を守り通すという視点から教師として毅然とした態度をとる。

(4) いじめが見えにくいのは

① いじめは大人の見えにくいところで行われている

大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- i) 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- ii) 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われる形態がある（カモフラージュ）。

② いじめられている本人からの訴えは少ない

その理由は次のとおりである。

- i) 親に心配をかけたくない
- ii) いじめられる自分は駄目な人間だ
- iii) 訴えても大人は信用できない
- iv) 訴えたらその仕返しが怖い

③ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上のいじめに遭っている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近 PC の前に座らなくなってきた」となどの兆候があれば、いじめに遭っている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

(5) 早期発見の手立て

① 日々の観察

児童の休み時間等の過ごし方に気を配る。「児童がいるところには教職員がいる」ことを目ざし、児童とともに積極的にかかわり合う時間を設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

② 観察の視点

発達の段階からみると、児童は小学校中学年期からグループを形成し始め、発達の差も出てくる。その発達の時期をどのように過ごしてきたのかなどについて担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

③ 日記の活用

気になる児童には必要に応じて日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にとり、信頼関係を構築するようにする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談

日常の生活の中で教職員の声掛け等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施す

るなど、相談体制を整備することが必要である。本校では、1年のうち2回期間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施することとしている。

⑤ いじめ実態調査アンケート

定期的にアンケート調査を行い、早期発見・早期対応に努める。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮し実施する。

(6) 相談しやすい環境づくりのために

① 本人からの訴えに対して

i) 心身の安全を保障する。

ア 日頃から「よく言ってくれたね。全力であなたのことを守ります」という教職員の姿勢を伝える。

イ 実際に訴えがあった場合、全力で守る手立てを考える。

ウ 一時的に危険を回避する時間や場所の提供

エ 担任やスクールカウンセラー等を中心に児童の心のケアに努める。

ii) 事実関係や気持ちの傾聴

ア 「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

イ 「TALKの原則」の活用

ウ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなったり、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」と叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかく開き始めた心が閉ざされてしまします。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のような**TALKの原則**が求められます。

(1) **Tell**：言葉にして心配していることを伝える。

「心配しているよ」

(2) **Ask**：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

「どうして死にたいの？」

(3) **Listen**：絶望的な気持ちを傾聴する。

「よくわかるよ」

(4) **Keep safe**：安全を確保する。

「大丈夫。君のことは必ず守る」

『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』文部科学省、2009.

② 周りの児童からの訴えに対して

i) 訴えた児童へのいじめが新たに発生することを防ぐ。

ア) 他の児童から目の届かない時間や場所の確保

イ) 訴えを真摯に受け止める。

ii) 伝えたことの勇気を賞賛

情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えに対して

- i) 保護者がいじめに気付いたとき、即座に学校連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ii) 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問だけでは、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときに保護者との信頼関係を築くチャンスである。日ごろから、児童のよさや可能性、気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- iii) 児童の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躾や子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

6 基本的な方針（「早期対応」）

協同態勢・協力態勢のもと、一人一人の子どもを大事にした豊かな教育実践を通して、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置

① 校長及び教頭、生徒指導主任、人権教育主任等を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、月に1回の推進委員会を実施するとともにいじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画の作成を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S SW）や医師などの外部の専門家に組織の一員として参加していただき助言を得る。具体的には、いじめ対策委員会において児童や保護者アンケートを作成し、分析することを通じていじめの早期発見・早期対応を図る。

② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S SW）、養護教諭を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

- i) 好ましい人間関係の構築
- ii) 校内教育相談体制・支援体制の強化と教育相談と教育支援機能の充実
- iii) いじめ不登校対策委員会の開催

特別支援教育コーディネーターを中心に、S Cと連携し教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指す。

→ 児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

③ 専門的知識を有する専門家の講話を受けたり、教師一人一人が自己研鑽したりして、いじめ防止に対処する。

④ 児童会が中心となっていじめ防止に関するルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。

いじめ防止スローガン（人権スローガン）や児童会によるキャンペーン

⑤ 学校としての取組

- i) 児童の話を聞き、思いを理解しながら、児童のよさや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

- ii) 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、

所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導する。

⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

- i) 保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方と連携した対策を推進する。
- ii) 学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

⑦ 教職員、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導改善に活かす。

(2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた児童への対応

- i) 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は校長の指示を受け、生徒指導主任を中心とした臨時の特別委員会を設置し、児童から個別の状況を聞き取り、早急に対応することによって重大事態とならないように対処する。
- ii) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、指導の記録を取り、フェイスシートなどへの記録を行う。
- iii) 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- iv) いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告し、全職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- v) 養護教諭やS C、S S W及び医師等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- vi) 緊急避難措置として欠席した場合は、学習を保障するためのプログラムを作成し、学習面のサポートを行う。
- vii) 「愛の1・2・3運動+1」と早期の家庭訪問を実施し、児童に安心感をもたらせる。
- viii) 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

- i) 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ii) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- iii) 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組

- i) いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間環境を育むための指導方法の工夫改善を図る。
- ii) 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れ

るよう環境の改善を図る。

- iii) 学校公開や意見交換会等をとおして、保護者や地域の方と課題を共有しながら（地域のネットワークを活用しながら）いじめのない学校にする。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事案発生時）

① 重大事態とは

- i) 児童が自死を企画した場合
- ii) 児童に精神性の疾患が発生した場合
- iii) 児童の身体に重大な障害があった場合
- iv) 児童が金銭を奪い取られた場合

② 重大事態の報告

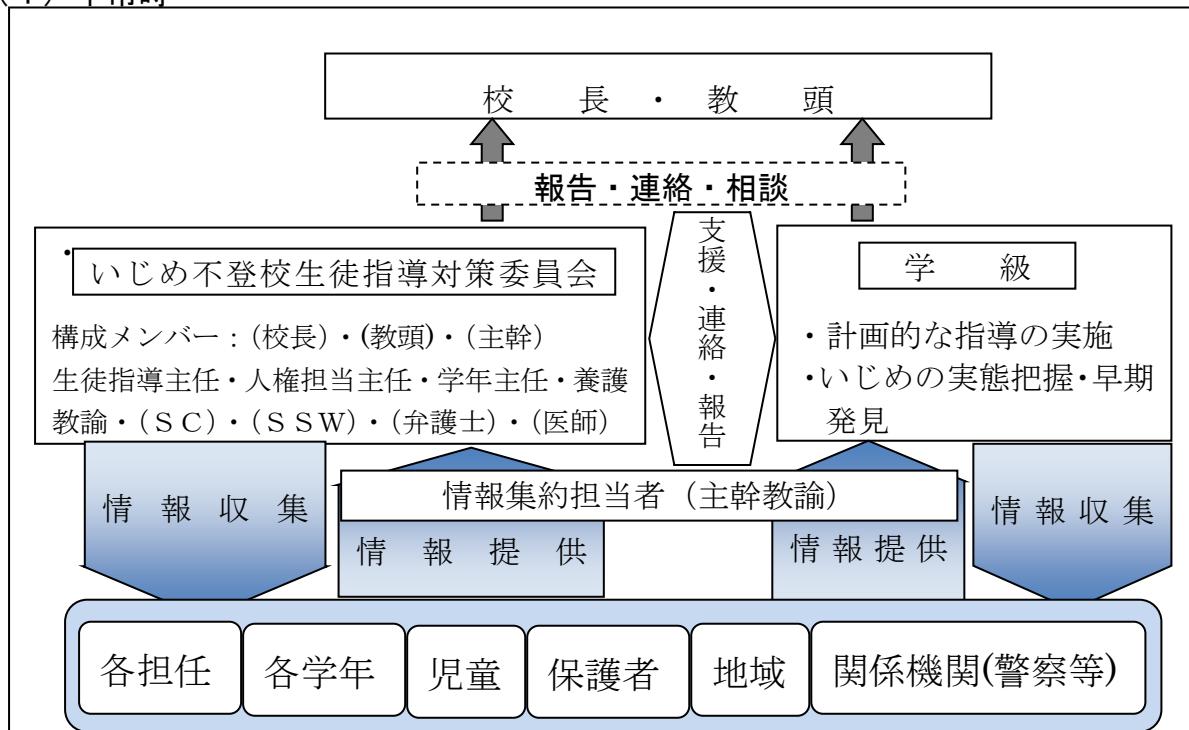
重大事態が発生した際は、教育委員会に第一報を入れ後に詳細な報告をする。

③ 重大事態の調査

- i) 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、S C、S S W等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け、調査する。
- ii) 重大事態が起きたことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- iii) いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

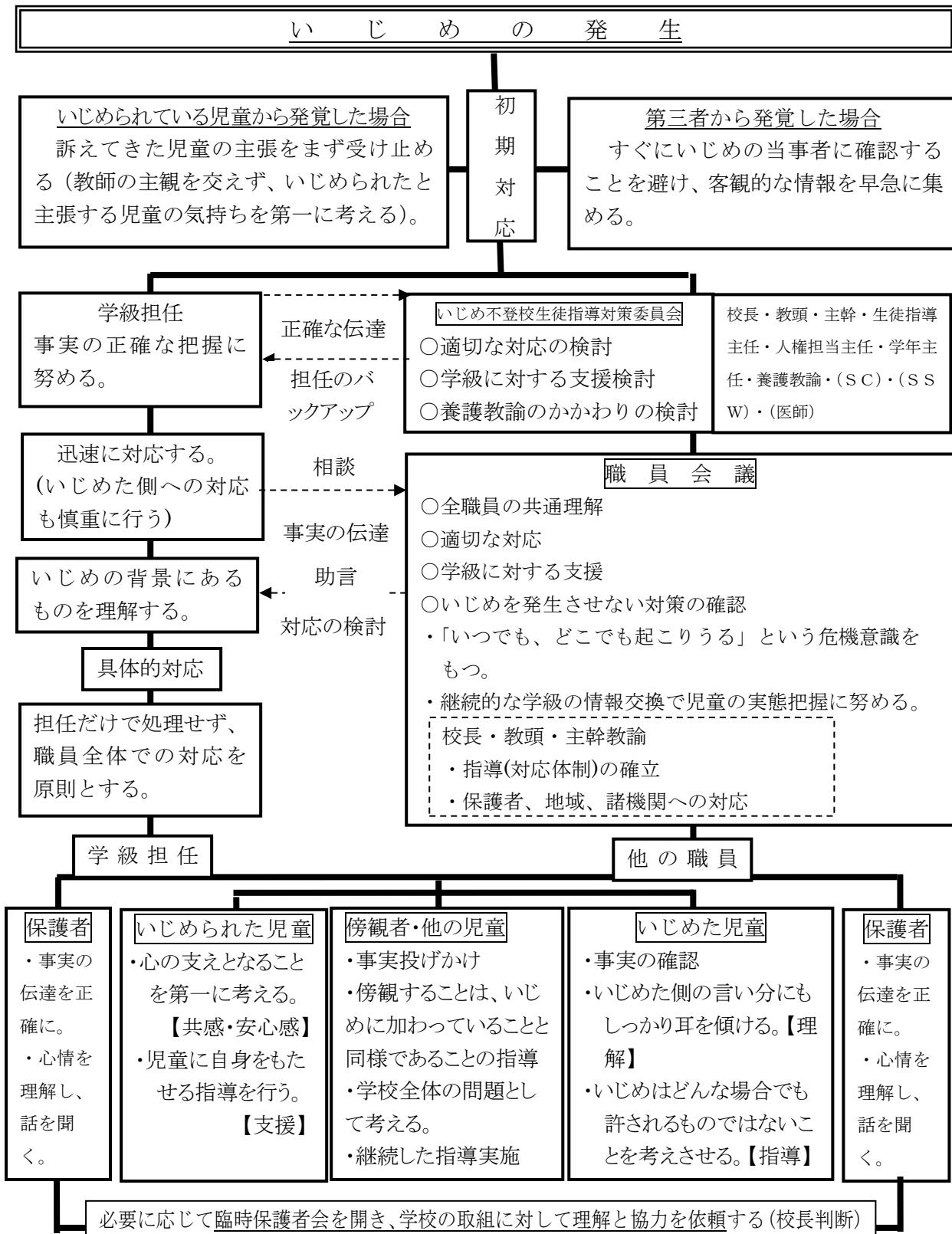
7 いじめ防止体制（組織対応マニュアル）

(1) 平常時

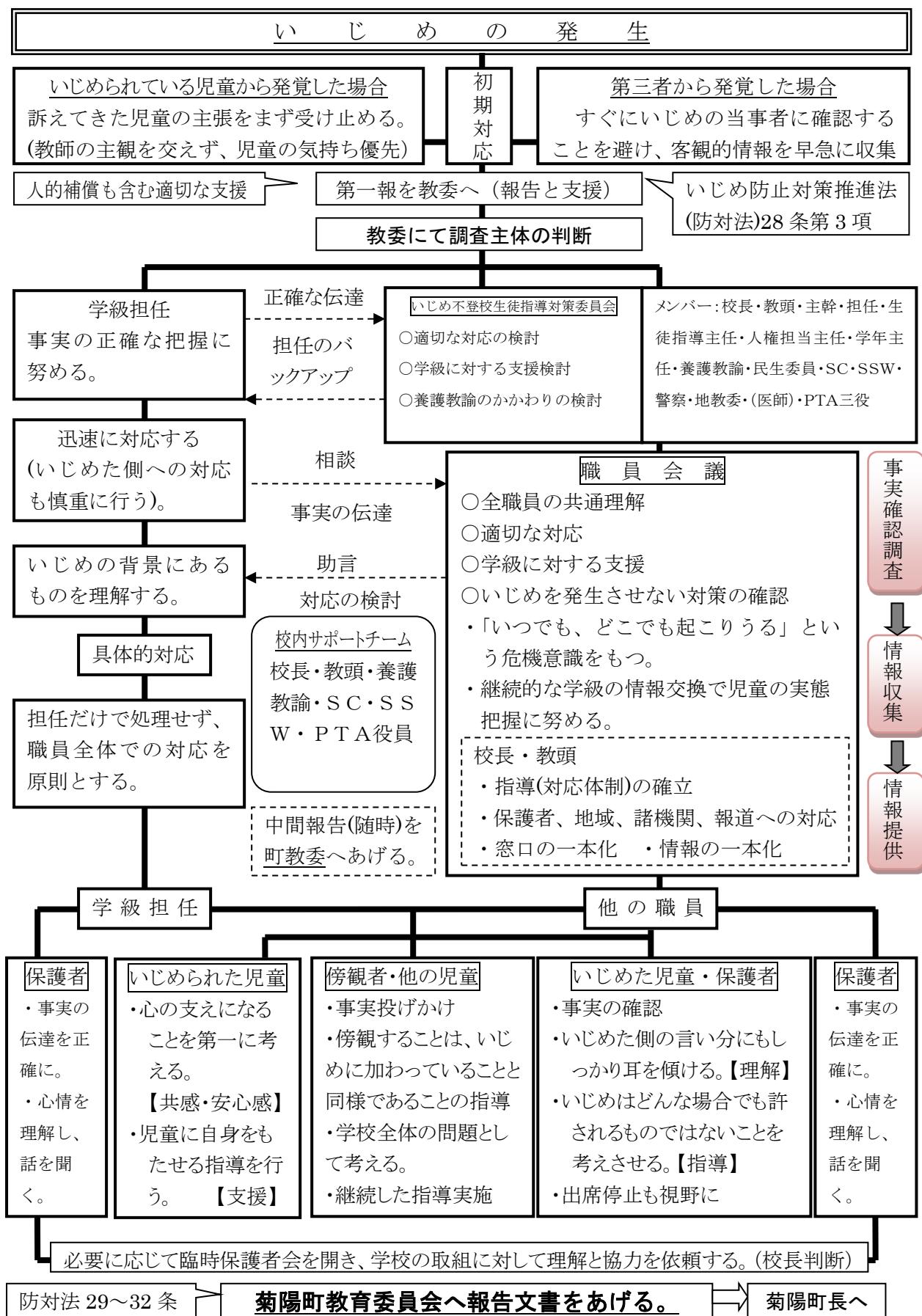


※「いじめ不登校生徒指導対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織。また、本委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、協力体制を構築しておく。

(2) いじめ発生時



(3) 重大事案(事態)発生時・・・1ヶ月を目途に書面にとりまとめ



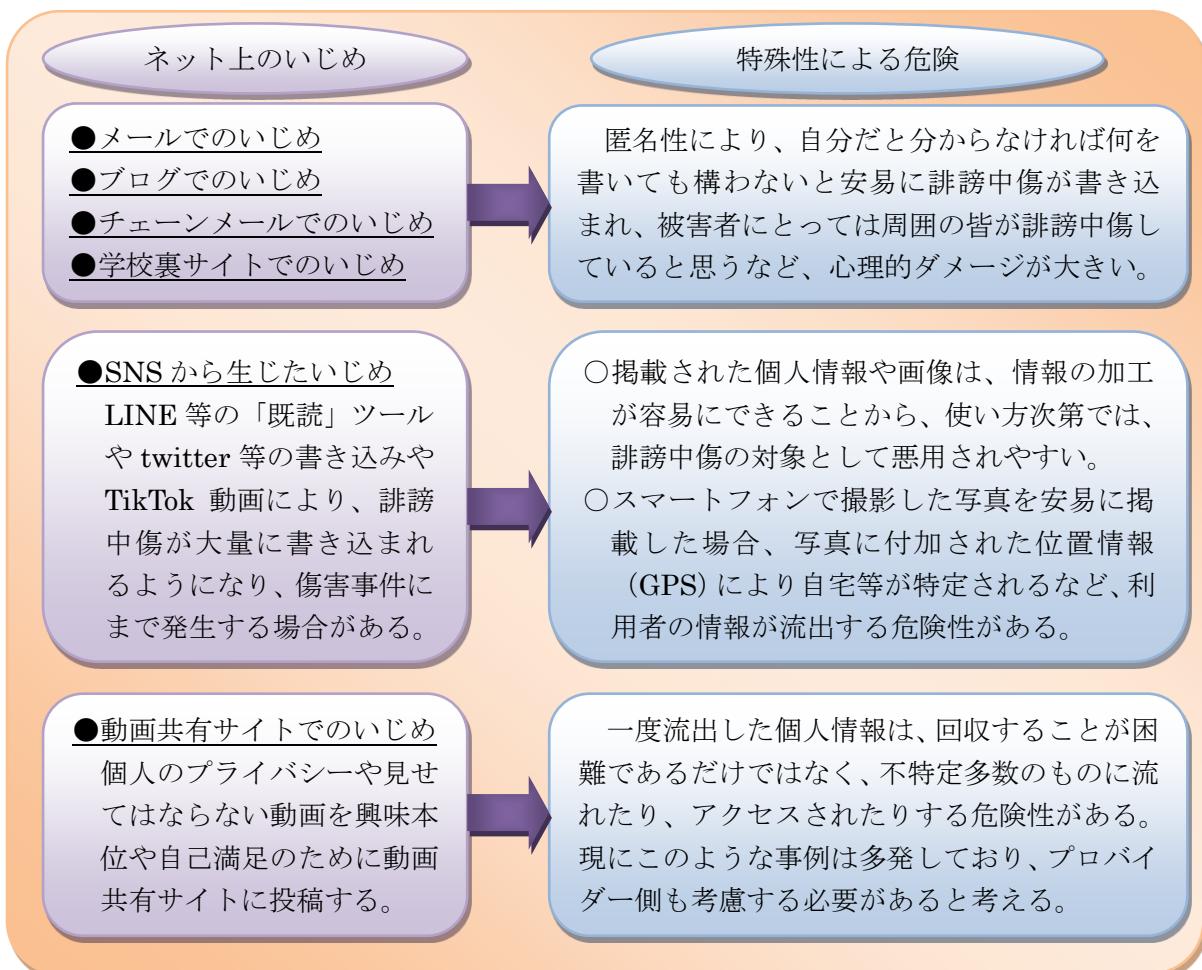
8 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネットの Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。最近では LINE 等の SNS を使ったネット上のいじめも増えてきている。

(2) トラブルの事例

児童が事件に巻き込まれた事例だけではなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。



(3) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行う必要がある。

① 保護者会で伝えたいこと

- 未然防止の観点から
 - 児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭である。
 - フィルタリングのみならず家庭において児童を危険から守るためにルール作りを行う（我が家の 1 か条等）。
 - 携帯電話を持たせる必要性については必ず十分に検討させる。

エ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートホン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。

オ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

ii) 早期発見の観点から

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

児童の
心理

匿名で書き込みができるなら・・・自分だと分からなければ・・・誰にも気づかれないと・・・あの子も、みんなやっている・・・動画共有サイトで目立ちたい。



このような児童に対して・・・

- 発信した情報はすぐに多くの人に無制限に広がってしまう。
- 匿名でも書き込みをした人は、すぐに特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自死だけではなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報を回収することはほぼ不可能である。

(4) 早期発見・早期対応のために

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等の対応

- i) 書き込みや画像の削除、チェーンメール等への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ii) 学校や保護者だけでは解決が困難な場合が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

② 書き込みや画像の削除に向けて

- i) 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
- ii) 訹謗中傷を行うことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- iii) 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- iv) 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

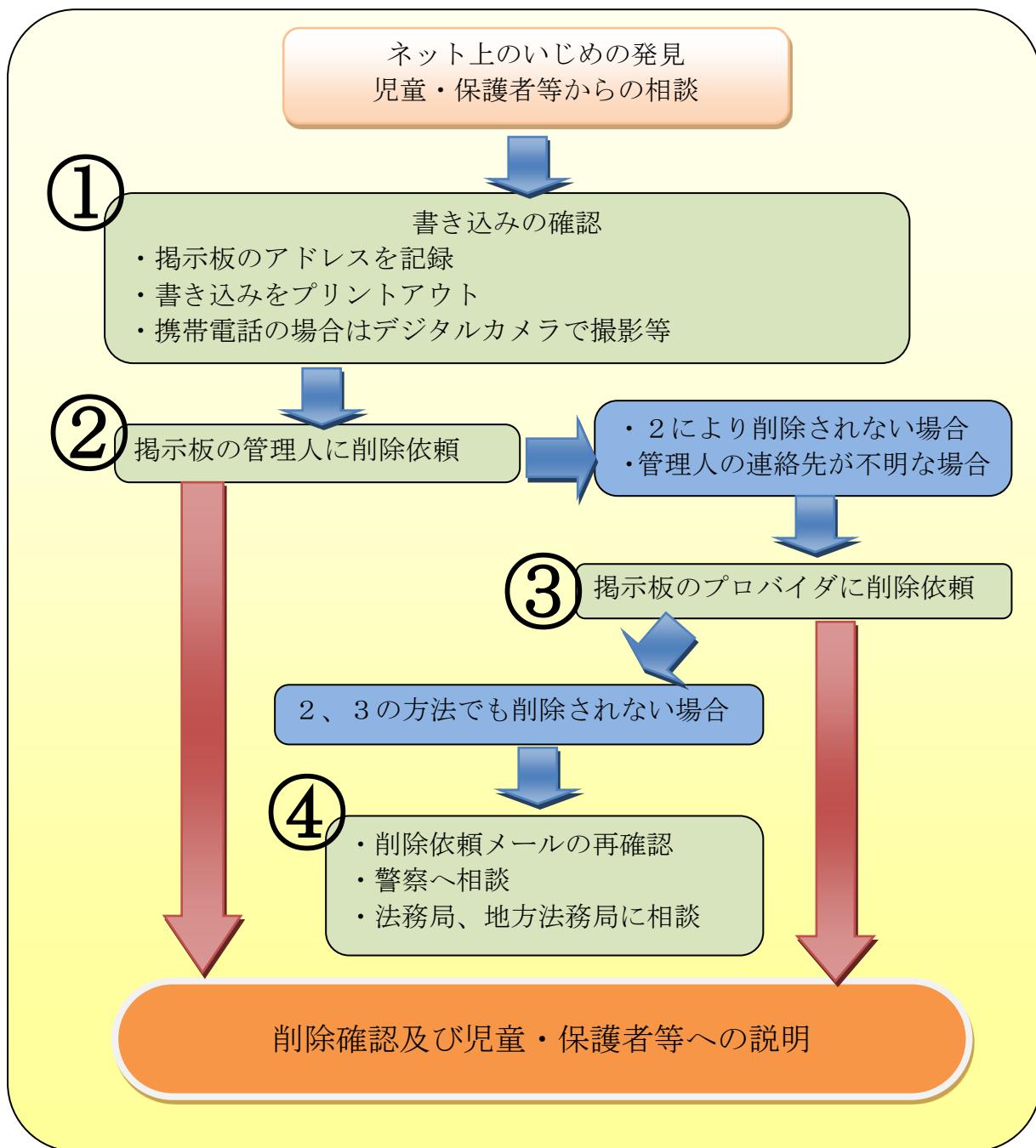
③ チェーンメールの対応

- i) チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりするものではないことを伝える。
- ii) 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になることを伝える。

④ SNS の管理について

SNS の管理は、携帯電話の管理である。すなわち、社会的に大人になるまで保護者が責任をもって子どもの携帯電話を管理することが望ましい。

書き込み等の削除の手順（参考）



9 保護者との連携は必ず行う

- (1) 保護者との連携は密に行う。
- (2) 当該児童の個人情報のうち、加害者及び被害者の区別なく、表に出す情報は必ず保護者の承諾を得ることとする。

10 おわりに

この基本方針は時代の変化に伴い、そのニーズにあった一番ふさわしいものとなるものである。数年おきに見直しを図っていく必要がある。